

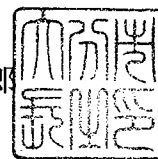
大分市告示第 554 号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を新たに指定することについて、平成10年9月30日付け環大企第257号「騒音に係る環境基準の改正について」に基づき次のとおり告示する。

- 1 新たに指定する地域  
別図のとおり（旧野津原町全域）とする。
- 2 当てはめる地域の類型  
B類型とする。

令和 4年 11月 1日

大分市長 佐藤 樹一郎



附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5年 4月 1日から施行する。